



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
- 令和五年度ふぐ取扱責任者試験の実施……………
- …（福祉保健局健康安全全部健康安全課）…
- 開発行為に関する工事完了……………
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- …（産業労働局商工部地域産業振興課）…

告示

● 東京都告示第六百十六号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年四月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和五年三月二十日	武蔵村山市大南一丁目百七十番十二及び百七十一番七の各一部

延長	九・八四
幅員	四・〇〇

● 東京都告示第六百十七号

東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和六十一年東京都条例第五十一号。以下「条例」という。）第四条の規定により、ふぐ取扱責任者試験を次のとおり実施する。

令和五年四月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験日時

(一) 学科試験

令和五年八月十九日（土曜日）午前十時から午前十一時三十分まで

(二) 実技試験

令和五年八月二十一日（月曜日）から同月二十五日（金曜日）までの間に行い、各受験者宛て試験日時を通知する。

二 試験会場

学校法人華学園（台東区根岸一丁目一番十二号）

三 試験内容

(一) 学科試験

ア 条例及び東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則（昭和六十一年東京都規則第二百二十三号。以下「規則」という。）に関すること。

イ ふぐに関する一般知識

ウ 水産食品の衛生に関する知識

(二) 実技試験

ア ふぐの種類及び内臓の識別に関すること。

イ ふぐの処理技術

四 試験手数料

一万九千七百円

五 受験手続

(一) 受験願書受付日時

令和五年五月十五日（月曜日）から同年六月十六日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前十時から正午まで及び午後一時から午後四時まで。ただし、郵送の場合は、簡易書留で令和五年六月十六日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(二) 受験願書受付場所

東京都庁第一本庁舎三十階北側 東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課。ただし、郵送の場合は、同課（郵便番号一六三〇一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号）に送付すること。

(三) 提出書類

ア 受験願書（規則別記第一号様式による。）

イ 受験票（規則別記第三号様式による。）

ウ 写真（出願前六か月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きで縦四・五センチメートル横三・五センチメートルで、裏に氏名を記入したもの）

- エ 領収証書(受験手数料納付後のもの)
- オ 受験票送付用封筒(八十四円切手を貼ったもの)
- カ 試験結果通知用封筒
- 六 合格発表

令和五年十月二十三日(月曜日) 午前十時から午後四時三十分まで、東京都保健医療局健康安全課(東京都庁第一本庁舎三十階北側)及び東京都中央卸売市場豊洲市場七街区管理施設棟一階ロビー(江東区豊洲六丁目六番一号)に合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、同日午前十時から東京都ホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。

七 その他

- (一) 受験願書用紙等は、平日については、東京都福祉保健局健康安全課健康安全課において、平日及び土曜日については、東京都市場衛生検査所(江東区豊洲六丁目六番一号(豊洲市場内))において、日曜日及び土曜日については、東京観光情報センター都庁本部(東京都庁第一本庁舎一階北側)において、令和五年五月十五日(月曜日)から同年六月十六日(金曜日)まで配布する。
- (二) 詳細については、前記健康安全課(電話〇三(五三二〇)(四三五八))に問い合わせること。

公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

令和五年四月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

- 東大和市清水六丁目千四百四十二番一の一部、同番十、同番十六及び千四百四十三番一の一部(第三工区)
- 西東京市東伏見三丁目六番十九号
- タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕
- 日野市三沢三丁目四十八番一、同番三十九、同番六十四、同番六十五及び同番六十六の各一部(第三工区)
- 神奈川県横浜市青葉区奈良町二千四百二十三番地三百五十六
- 有限会社ティンバーテック 代表取締役 丸茂 雄二

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所(団体にあつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年四月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和五年四月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一	店舗名	国際ビル・帝劇ビル
二	店舗所在地	千代田区丸の内三丁目一番一号
三	設置者名	三菱地所株式会社ほか一名
四	設置者住所	千代田区大手町一丁目一番一号ほか
五	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社ポディーワークほか十六名
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社ポディーワークほか十六名
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ポディーワークほか七名
八	変更前の小売業者の住所	港区白金台二丁目二十五番六号(株式会社ポディーワーク)ほか
九	変更後の小売業者の住所	中野区東中野二丁目二十二番二十三号(株式会社ポディーワーク)ほか
十	変更前の小売業者の代表者名	佐々木 啓之(株式会社トゥモロランド)ほか
十一	変更後の小売業者の代表者名	佐々木 裕平(株式会社トゥモロランド)ほか
十二	変更日	令和四年十二月三十一日ほか
十三	届出日	令和五年三月二十八日
十四	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十五	縦覧期間	令和五年四月二十五日から同年八月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

<p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 新有楽町ビル</p> <p>二 店舗所在地 千代田区有楽町一丁目十二番一号</p> <p>三 設置者名 三菱地所株式会社</p> <p>四 設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社シッブスほか二十一名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社シッブスほか二十一名</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社TSIほか三名</p> <p>八 変更前の小売業者の住所 港区北青山一丁目二番三号(株式会社TSI)ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の住所 港区赤坂八丁目五番二十七号(株式会社TSI)ほか</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 クリストフ ランシユール(フィスカースジャパン株式会社)</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 ジェフリーマイケル ダゲット社 (フィスカースジャパン株式会社)</p> <p>十二 変更日 令和四年十二月十三日ほか</p> <p>十三 届出日 令和五年三月二十八日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 令和五年四月二十五日から同年八月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>
<p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 新東京ビル</p> <p>二 店舗所在地 千代田区丸の内三丁目三番一号</p> <p>三 設置者名 三菱地所株式会社</p> <p>四 設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社銀杏堂ほか二十名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社銀杏堂ほか二十一名</p> <p>七 変更日 令和四年十二月一日ほか</p> <p>八 届出日 令和五年三月二十八日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 令和五年四月二十五日から同年八月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社SAJほか八名</p> <p>七 変更日 令和四年十二月一日</p> <p>八 届出日 令和五年三月二十八日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 令和五年四月二十五日から同年八月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 新国際ビル</p> <p>二 店舗所在地 千代田区丸の内三丁目四番一号</p> <p>三 設置者名 三菱地所株式会社</p> <p>四 設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社SAJほか八名</p>

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

